

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

私

たち市民は、小学生の頃から法律を作るところが立法院だ、と繰り返し教わってきた。しかし、今日、わが国の国会は、政策に関し自ら法律を発案することはほとんどない。この種の発案は政府が行っている。政府提案は、省庁の担当者のもとで原案が検討される。原案は、関係省庁間で調整され、合意に至った段階で閣議に提出される。閣議でも全閣僚一致でOKされ、政府案になる。国会は、政府案を 追認 するだけだ。

このようなプロセスからも分かるように、立法院は行政府の力を借りないとはほとんど法律をつくれなくなっている。

行政府は、立法院の機能を呑み込み、ますます市民から離れ、超然とした存在となっていく。また、立法院の構成員(議員)の三分の一くらいが、行政府出身の元役人。役人に不都合な法律はできないわけだ。

一方、行政府は、原案づくりの段階で、審議会や諮問機関などを 濫設 する。そこでは、自分らのプランに賛成しそうな学者や 文化人、マスコミ関係者などが動員される。

また、行政府は、政策の立案にあたっては、野村総研など、民間のシンクタンクを

活用することも多い。実際、わが国のシンクタンクは、行政の下請けで生きているケースが多い。そのため、とりまとめられた報告書も、行政の提灯持ち的内容のものが多い。

行政府による立法機能の呑み込み現象は、番号制問題に関する立案政策の分野でも顕著だ。「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」、政府税調の「納税者番号等検討小委員会」、住民基本台帳番号(出生番号)の導入の検

政策提言型NGOとは何か

行政主導の番号制プランが闊歩する問題の所在

討を行っている自治省行政局長の私的な「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」など、私たち市民のプライバシーの役人独占の仕組みづくりは続く。しかも、私たち市民の血税をふんだんに使って。

こんな状況では、一般市民は、番号政策の立案プロセスに容易には参加できない。しかし、腕をこまねいて見ているわけにはいかない。

状況を変えるためには、私たち市民が政策提言を行い、それを直接立法院に働きか

《主な記事》
 ・シンポ・国民総背番号制導入プランを検証する
 ・他人事でないイギリスの 監視社会化

け、法律にしていく仕組みをつくらなければならぬ。

アメリカでは、市民の多様な声をくみとり、これを現実の政治ないしは政党の政策に反映させていく上で、NPO・NGOが大きな役割を演じている。一般に、「政策提言型市民団体 (Nonprofit Advocacy Organizations)」ないしは「社会活動団体 (Social Welfare Organization)」といわれる団体である。

これら政策提言型市民団体は、たんに民間公益サービスを提供するNPO・NGOとは異なる。積極的に人権や消費者立法などを推進しているNPO・NGOである。

これに対し、わが国では、ただ反対の、いわゆる 政策反対団体 が主流を占めている。政策提言型市民団体は少ない。

しかし、このままではいけない。市民団体は、政策提言型に衣替えし、政策の役人独占を打破しなければならぬ。議員立法のできる政治家を育て、彼らと協力し市民の側からの政策を提言し、法律にしていく努力が求められている。まさに、PIJに求められている方向性でもある。

代表 石村耕治

96・1・27
PIJ主催

自治省、国税庁による 市民シンポジウム 国民総背番号制導入プランを検証する



自治省が「共通番号」構想に関する「中間報告」を発表してから、ほぼ一年を経過した。PIJは、この一年CNNニュースをおして、この構想の問題点を強く指摘してきた。

自治省が考える「共通番号制度」は、日本を、「データ監視社会化」し、プライバシー・ゼロ社会とする、きわめて危険な構想である。そしてその「構想作り」は、プライバシーが何かも知らない、「番号社会」を見たこともない、役人とその手の内にある「学識経験者」によつてすすめられている。

「共通番号」構想の持つ問題点をもう一度点検し、私たち市民はどのような対応をすればよいのかをさぐするために、PIJは市民シンポジウムを開催した。

一月二十七日、東京・茅場町の鉄鋼会館で、PIJ主催「自治省、国税庁による国民総背番号制導入プランを検証する」シンポジウムが、〇〇名余の市民が参加して開催された。

以下に、このシンポジウムのあらましを報告する。

【シンポジウムのあらまし】

一、せまりつつある国民総背番号制による超監視社会
PIJ副代表 小池幸

二、背番号制による監視社会とは
PIJ代表 石村耕

三、シンポジウム&パネラー（発言順）
いま行政がめざしている共通番号とは
PIJ運営委員 辻村祥

情報ハイウェイ構想の落とし穴
衆議院議員 河村たかし氏

免許証のICカード化と監クルマ社会
フリーライター 小谷洋之氏

ここまでできた住民監視システム
自治労荒川区職員労働組合

せまりつつある

国民総背番号による超監視社会

私どもPIJは、CNNニュースの紙面で、日本が着実に『監視社会』への歩みをすすめていると指摘してきた。そしてこの動きをいっそう加速するのが、自治省の『共通番号』構想であるといえる。

国民の体に入れ墨！

かつて、ナチスドイツは、捕虜の体に番号を入れ墨して、人間を管理していた。この歴史を前提に、現在のドイツでは、個人情報の管理たとえば学生証にも、番号は使われていない。（編集部注：CNNニュース5号七頁以下参照）

ところが、いま日本の自治省（旧

写真A

小池副代表

内務省）の役人は、国民の体に入れ墨するのと同じ制度を検討している。住民基本台帳

をもとに国民に付番する「共通番号」構想がそれだ。

共通番号はタテ割り行政に最適

この「共通番号」制度は、日本の「タテ割り行政」に合った番号システムである。

国税庁が「共通番号」を使うと、この「番号」は、政府税調の考える「納税者番号制」に最適なシステムとなる。警察庁が、運転免許証の番号に使用しても、効率よく「本人確認」できるシステムをつくることができる。社会保険庁が、福祉制度の受給者の管理番号に使用すれば、やはり、福祉制度の利用状況を効率よく「監視」できる。

外務省所管の「パスポート番号」、文部省所管の「学生証番号」や国立病院の「患者番号」等々も、同じだ。「共通番号」は、国民管理の基礎データとなる「住民基本台帳」と連動しているため、行政機関にとつては、きわめて効率のよい「管理システム」のインフラを提供する。

つまり、各官庁が「共通番号」を使えば、一元的な「データ監視」制度が作り上げられることになる。

まさに、全行政機関が、国民を監視するシステムを手にすることになる。

ICカード交付の問題点

問題はまだある。自治省の「共通番号」構想では、全住民に「ICカード」を持たせるとしている。

この「住民カード」制度は、各種の個人データの「記録」と読み出しに使うだけでなく、カードの携帯の義務化、国民ID証への布石、にすむ可能性がある。

番号の民間利用は大問題

さらに大きな問題は、「共通番号」を民間が自発的に利用することを禁止しない、という点だ。

膨大な個人データを行政機関が独自に収集・蓄積するよりも、民間の機関が自由に「共通番号」を使って、さまざまな個人情報を集めてくれた方が、コストがかからない。一方で、これらのデータを官民で相互に利用し合えば、より有効に個人データを使えるわけだ。

そして、行政機関にとって市民の嫌悪感を気にすることもなく、本人に知らせることもなく、データを収集できる態勢が整うことになる。

せまりつつある監視社会、その不気味な姿は、自治省の「共通番号」構想によって、より具体的に近づいてきたといえる。

市民シンポ報告

はじめに、石村代表はスライドを使いながら、スウェーデンなどの「番号による監視社会」の実状を、報告した。続いて、わが国で想定されている「共通番号」、つまり「国民総背番号」の問題点について解説に入った。

背番号制による監視社会とは「共通番号」構想のポイント

まず、自治省の「共通番号」構想のポイントを、整理しておく。

全国民を対象に、出生（居住）と同時に、生涯不変・一人一番号の連番を付ける。住所、氏名、生年月日、性別を記録した「ICカード」を、全員に持たせ、本人確認に使用する。共通番号は、民間が自発的に（自由に）利用してよい。

共通番号が普及すると

この共通番号が普及するとうなるか。現在は、名簿業者などにより「住民基本台帳」などから収集した個人データが、紙または磁気媒体で販売されている。ところが

写真B

将来は、官民のあらゆる機関が、各種の個人データを

石村代表

「共通番号」をキ

ワードとして収集・管理・運用するわけだ。だから、瞬時に、コンピュータ・ネットワークを通じて、膨大な個人データを、有価物として売買できることになる。

一方、そうなれば、コンピュータを駆使して、より精緻なデータ照合、データ・プロファイリングが、簡単にできるようになる。つまり、日本中が、官民によるデータ監視の網の目に覆われてしまうわけだ。

このシンポジウムの目的

このようなデータ監視社会化を、わたしたち国民はどう受け止めたらよいのか。このまま、甘んじてデータ監視社会化を受け入れなければならぬのか、本日は、それをみなさんと一っしょに考えていきたい。

続いて石村代表は、一九九三年のスウェーデンでの研究調査結果をもとに、「住民基本台帳を利用した共通番号制度」をすでに実施している同国の状況を説明した。（スウェーデンの共通番号「PIN」の仕組みと共通番号の利用状況、共通番号制の問題点、データ検査院（DIB）共通番号の利用を監視するオンブズマン）の存在と役割などについては、CNNニュース3号六頁以下を参照）

データ監視先進国、スウェーデン
スウェーデンがこのような、国民監視制度を導入した背景には、スウェーデンの特殊なプライバシー感覚がある。

スウェーデンでは、長い間、与党社会民主党が社会主義政策を実施してきた。この政策に基づき、民間の乱用を防ぐため、個人データも、社会主義的管理、国家による一元管理の対象とする。そして個人情報欲しければ国家が販売するという発想が生まれたわけだ。これが実は、西欧型民主主義の諸国からは、強く非難されている発想なわけだ。

共通番号で管理される情報

現在の自治省の「共通番号」構想では、住所などの四つの情報しか管理しないことになっている。だが、将来、どのようなデータが収集され、配布されるか、わからない状況である。

早晩、スウェーデンのように、戸籍、所得や資産所有状況にいたるまで、記録され販売されないという保証はない。

続いて、「住民基本台帳制度のない国」での、番号による国民監視の状況が説明された。社会保障番号（SSN）を利用しているアメリカ、

社会保険番号(SIN)を利用して
いるカナダがそれである。この両国
は、事実上の「共通番号(国民総背
番号)」として、SSNあるいはS
INを国民が利用し、国民のデータ
監視を実施している。

アメリカ・カナダは番号を
本人の申請により交付

アメリカもカナダも、制度上は、国
民が自主的に申請した場合に、番号
(SSN、SSN)が交付される。

しかも、番号カードは、発行も、
携帯の強制も実施されていない。

しかし、自治省構想では番号も強
制的に付番され、カードも強制的に
発行される。つまり、いやおうなく
監視社会に組み込まれてしまう。
この違いは大きい。

番号利用規制の動き

一方で、この両国は、日本より、
はるかに『プライバシー保護法』や
『情報公開法』が整備され、個人のプ
ライバシーを包括的に保護する体制
ができあがっている。それでも不十
分だとし、さらに、共通番号の乱
用に歯止めをかけようという動き
が強まってきている。(CNNニュー
ズ4号三頁以下参照)

さらに、自治省が構想しているよ
うな 共通番号(国民総背番号)に
よる監視国家 政策を、拒否した国
の実情も報告された。

純粋な納税者番号制度
を採用したオーストラリア

オーストラリアの国民は、政府・
役人の、国民総背番号として利用さ
れる共通番号構想を拒否した。また、
それだけではなく、『カードの発行は
新たな国民管理手段を政府に与える』
として、これも否定した。

その結果、オーストラリアは『税
務に利用範囲を限定した、純粋な納
税者番号制』を導入した。

税務限定番号ではいけないのか

課税の公平のために 番号 が必要
というのであれば、なぜ、日本では
オーストラリア型の、『税務に限定し
た納税者番号制(税務以外に利用す
ると違法)』ではいけないのか。

はじめに番号制ありきの日本

日本が、民間での自発的利用(事
実上の自由利用)を禁止しない形で
共通番号制度を導入したら、ア
メリカやカナダの二の舞となる。一
度入れたら二度と後戻りはできなく
なる。

ところが、『番号制度を導入した国
のデータ監視社会の実状』どころか、
『番号カード』の実物を見たこともな
い「役人」が、「はじめに番号制あり
き」、役人が決めたら「長良川河口堰」
のように、不要の制度といわれよう
とも強行する、そういう発想がある
ことを否定できない。

各パネラーの発言から(発言順)

自治省は、一九九八年の

「共通番号」導入をめざす

辻村P-J運営員から、このシン

ポジウムの数日前
におこなわれた、

写真C

石村代表ほか数名
のP-J運営委
員と自治省の「共

通番号」担当者との、会談の経過が
報告された。

会談の席上、自治省側は「住民番
号(共通番号)制度は『住民サービ
スの向上を目指す』のが本来の趣旨」
と説明した。

また、「現在の審議内容は、プライ
バシーをいかに扱つかが焦点」とも。
しかし、その『プライバシー保護
の内容』は、共通番号のデータベ
ースに関するセキュリティの方策が中
心であり、「個人情報情報は個人の財産で

ある」との観点から欧米なみの「個
人情報保護制度」をつくる、との方
針はいつさい考えられていない。

さらに、「付番事務はあくまでも、
法律に基づく『地方公共団体の固有
の行政事務』であり、現行の住民基
本台帳事務を改正する必要がある。
したがって、三月末の共通番号制に
関する 最終報告 を受け、一年を
かけて法律化の作業をすすめる。早
ければ一九九七年(平成九年)の通
常国会に上程し、法案の成立をはか
る」との、方針も明確にされた。

情報ハイウェイ構想の落とし穴

河村たかし氏の発言から

ただいま、辻村氏から、自治省は
共通番号に関する『法律化の作業を
すすめる、一年後に成立をはかる』こ
とを考えていると、報告された。
しかし、みなさんに、ここでよく
考えていただきたい。

国会は唯一の立法機関……

日本の憲法には『国会は唯一の立
法機関である』と書かれている。子
供の頃から、そう教わってきたわけ
だ。つまり、「議員が法律を作る」は
ずで、役人が法律を作る権限を持つ
ているわけではない。ところが「本
来の議員立法」は数少ない。法案の

河村議員

九九%が、「政府提案」ということになっている。

写真D

今の制度では、国会議員には「法律を作る」財政的・人的な裏付けが用意されていない。しかも、所属政党の承認がなければ、つまり党のハンコがなければ、いくらい法案でも提出できない。その結果「政府提出の法案」ばかりになってしまつ。

しかも、議員立法もその「法案提出者」は、提案した議員本人ではなく党首になってしまつ。アメリカのように、「マスキー法案」とか、法案に自分の名前でもつけば、議員も、もつとはりきるんだが。

そんなわけで、法案提出者になるには「どえりゃあー苦勞がある」のが実状だ。

番号化社会のカゲ

さて、情報ハイウェイ構想の落とし穴 ということだが、私は、共通番号制度がもたらす「番号化社会のカゲ」について、考えてみたい。

日本の行政の発想は「いろいろ面倒なことをいわずに、共通番号を使って、ネットワークのインフラを整備したい」ということだろつ。

番号社会と本人確認

ところが、ことはそう簡単にはいかない。これから普及してくる「電子社会」での取引の決済には、クレジット・カードにせよデジタルキヤッシュにせよ、「本人確認(認証)」をどうするかが不可欠の前提となるわけだ。

そうでなければ、自分の相手が本当に取り引きしたい人間本人かどうか分からない。なにしろ、全部コンピュータの中でやるつというのだから、直接、相手の顔を見るわけではない。安心して「取引」できない。

そこで、「何らかの暗号化された番号を使って、取り引きしよう」という考えがでてくる。ここで、少しまたよと、考えてみてほしい。

「番号」の不正利用の問題です。

もし、自分の子どもが、自分(親)の番号を使つたら、親は責任をとらなければいけないのか。こんなことを考えていくと、番号化社会は、子どもも信じられない社会ということになってしまつ……。

番号化社会は人間不信の社会

結局、「番号化社会」といいながら、「番号」だけの「電子取引」は、無理ではないか。「網膜パターン」や「電子化された顔写真との照合」など、

次々と、「本人確認」の方法が増えていつてしまつ。

だから、「番号化社会」というのは、ますます「監視社会」となつていく。それだけでなく、「自分の番号が不正に使われていないかと、常にビクビクしながら番号を使う社会」。

すなわち、「番号化社会」とは、人間不信の社会に他ならないわけだ。

個人情報保護の法案づくりを

こういつた「番号化社会のカゲ」を防ぐためには、実際に「番号」の必要な使用から個人情報保護する「法案をつくる必要がある」。

そのためには、役人の方針にただ反対するだけではだめだと思つ。市民のみなさんが、こういう制度を、こういう法律を作るんだ、あるいはこういう法律を作れと、わたしたちも議員にはたからかけてほしい、そつ思つ。

免許証のICカード化

と(監)クルマ社会

小谷洋之氏の発言から

ICカードとはなにか

わたしは、免許証を通じての「監視社会化」の動きを、話してみたいと思つ。まず、ICカードとは何かということであるが、これがICカードの見本だ。(下の図参照)

小谷洋之氏

それでは、普通のクレジットカードなど、従来の「磁気カード」との違いは、何か。

写真E

まず、書き込めるデータ量が大きく違う。「磁気カード」では、記憶容量は72バイトで漢字にすれば36文字分、一方の「ICカード」は8〜32キロバイト(新聞紙1面分から3面分)もの大量のデータを書き込むことができる。

次に、「磁気カード」は偽造が簡単だ。「ICカード」の方はそう簡単には偽造できない。

いちばんの違いは、「磁気カード」は暗証番号などのデータ記録を書き換えられない。ところが、「ICカード」

これがICカードだ!

写真F

の实体は、8ビットのCPUを内蔵したパソコンである。単にデータを記録できるだけでなく、データを加工することも、別のコンピュータとデータをやりとりすることも簡単に行える。

ICカードは、「コンピュータ」

イメージとしては、電子手帳やファミコン並の処理能力を持った、コンピュータということになる。

つまり、「ICカード」は、「磁気カード」の欠点を改善した、まったく新しいタイプの「大量の情報を多用途に処理する能力をもつカード」というわけだ。(CNNニュース3号10頁以下参照)

このような機能を持つ「ICカード」は、自治省の「住民カード」に最適なハイテク製品。現在すでに「ICカード」は、日本中で一、〇〇〇万枚ほど発行されている。たとえば、出光石油の「マイド・カード」が一番すすんでいる。

警察庁のICカード構想

ところが、警察庁も、この「ICカード」を運転免許証に採用することを考えている。

警察庁によれば、ICカード化によって、「偽造防止、運転免許事務・交通警察行政事務の効率化」がはかれるということだ。しかし、現在の

運転免許証でも、偽造は事実上不可能なはずだし、ICカードでなくとも交通警察行政は効率化できるわけだ。確たる導入理由はないわけだが、「国民の1.6人に1人が運転免許証を持っている」という事実が、ここで意味を持つてくる。

六千八百万枚のICカード

自治省の「住民カード」の携帯(しかも、事実上の強制)には、市民の間に「違和感」あるいは「拒否反応」がでると思う。しかし、運転免許証のICカードなら、日常的に、抵抗なく「携帯」するのではないかと、現在でも、ビデオを借りるとき、図書館で本を借りるとき、運転免許証を「気軽に携帯&提示」する習慣がある。

この延長で、まず、ICカード化した運転免許証なら、国民のうち六千八百万人に「ICカード」携帯の習慣がつくのではないかと。そうなれば、「住民カード」の携帯にも「拒否感がなくなるのではないかと、そういう隠れた目的があるのではないだろうか。

しかし、そのカードは今までの磁気カードとは「ケタ違いの処理能力」を持ち、国民監視の便利な道具となっている。

福祉に役立つというけれど...

ところで、住民に「ICカード」を持たせる際に行政が持ち出す最初の理由は、「福祉に役立つ」ということだ。

島根県出雲市の「いずも市民カード」も、最初は「老人にカードを持たせれば、事故の際にも血液型や連絡先がすぐ分かるから、人命も助かる」と説明された。ところが、いまでは、この「市民カード」がないと、出雲市では生活できない状況になっている。

警察庁も、免許証に「血液型」を書き込むことで、「事故の際の人命救助に有益」と説明している。

免許証から情報のたれ流し

さらに、ICカード化された運転免許証は、今までどおり、民間でも運転免許証を「身分証明書」として利用するなど、民間でも大いに便利に使えると説明している。

これでは、「個人情報」のたれ流しを、認めたようなもの。プライバシー保護もなにも、なくなってしまう。

全省庁がICカードを発行?

「ICカード」のモデルとして、出雲市などの「市民カード」を想定しているのは、警察庁や、自治省だけではない。

労働省も勤労者に、健康管理カードを持たせる方針というから、福

社を入り口に、全国民にさまざまな「ICカード」を持たせる行政側の構想が、着々と進んでいる。

「免許証のICカード化」には、このような大きな動きが背景にあること、便利になるのは行政の側であること、これらの点を見極める必要があると思う。

ここまでできた住民監視システム
白石孝氏の発言から

私は、「情報化社会の光と影」の両方を、見つめ直す必要があると思う。「マルチメディア時代到来」などと、「光の部分」だけに目を奪われていてはいけないのではないかと。

住民カードの現状

住民監視システム(住民カード)の現状ということだが、野村総研やNTTが中心になっているMIS(マルチメディア・インフラストラクチャ)研究会が、自治省の研究委託をうけて、「住民カード」を中心にした、自治体間の「住民データのネットワーク化(オンライン化)」を提唱している。

写真G

これを受けて、岡山市など五つの自治体で、一

九九年秋から自治省の「ICカード・モデル・システム」が稼働する予定だ。

このシステムは、「ICカードに五分野の情報を記録し、住民に携帯させ、自治体や病院の窓口で利用」しようというものだ。

「五分野の情報」とは、住所・氏名、生年月日、性別の「住民基本情報」、国保・国民年金の「保険情報」、血液型、緊急連絡先、既往症などの「緊急情報」、健診履歴などの「保健情報」、介護記録などの「福祉情報」である。

ただし、「すべての医療情報」の記録は、先送りされた。その理由は、「個人情報保護への不安」、「医師の側が医療データ共有に抵抗」したためだ。

この「ICカード」の使い途は、身分証明書、印鑑証明などの各種証明書の自動発行、交通事故などの際の救急医療などに活用する、ということになっている。

ICカード発行自治体は

増加の一途 自治省の政策

現在、この種の「ICカード」は、全国で、出雲市、東京都三鷹市、兵庫県姫路市など20を超える自治体で実施されている。

実施する自治体は、さらにふえている。自治省の「コミュニケーションネットワーク」構想では、全国の自治体へ、この「ICカード」を導入するとしている。

その「理由」は、「このシステムを導入した自治体であれば他地域の住民も、「ICカード」を利用してサービスが受けられる」ので、便利だからというわけだ。さらに、「窓口事務の効率化（タライ回し、お役所仕事の解消）」がはかられるとしている。

しかし、これらの「サービス向上」措置は、別に、「ICカード」を導入しなくとも、「いまでもすぐに実施できる」はずだ。

オンライン禁止条例廃止論！

自治省は、「ICカード」とあわせて、「全国オンライン化による住民データ利用の効率化」をめざすとしています。ところが、このオンライン化導入のネックとなっている制度がある。

それは、「オンライン禁止条例」である。全国三、〇〇〇自治体のうち九〇〇の自治体が、「個人情報保護条例」を制定している。そのうち七〇〇程の自治体が「他の自治体等との間の個人情報オンライン化」を禁止している。しかし、自治省は、九五五年五月に全国の都道府県知事宛に、

「行政の情報化の推進に関する指針について」の通達を出した。

この通達は、「オンライン禁止条例をなくすように」指導、さらに、「全国の郵便局やコンビニストアに、端末を置き、『住民情報』を引き出せるようなシステムを作る」よう指導している。

自治省は個人情報保護への

配慮や措置など、念頭にない

以上の自治省の構想をまとめると、一見、耳ざわりのよい「便利が一番」の発想だけしかない。個人情報保護への配慮や措置は、念頭にない。「個人情報保護」という場合も、自治省はデータのセキュリティ対策しか考えていない。

そして、「日本の住民管理システムは、「ついつつ方向ですすめる」という「基本的な構想」が説明されないまま（住民の同意を得ないまま）、「既成事実（コンピュータ・メーカーからの提言、導入済みの自治体にみならう）、云々」のみが積み上げられていく。

地方自治否定、画一化政策

もう一つの問題は、「地方自治の危機」といつか、自治体の自主性がなくなるということだ。現在の「住民基本台帳」制度は、その運用も管理も、その自治体にまかされている「固有の地方自治」の一部として動いている。こ

れに対し、自治省の「住民ICカード」構想は、「この地方自治の歴史を葬り去る、「全国画一化」構想だ。

その過程では、地方自治の主人公である「住民の判断」は、「行政サービス」の向上」という美名で、住民が本当に望む制度かどうか吟味されないまま、背景に押しやられてしまふ。

これでは、全国の知事の半数以上が元自治省官僚という事態とあいまって、明治の昔に「知事（県令）」は中央政府が任命「していたころの、「地方自治のかけらもない」時代に戻ってしまう。いや、それだけではなく、自治省はいながらにして国民の個人情報管理収集できる、まさに「中央集権」の便利な道具、それが「住民ICカード」である、という認識が必要であると思う。

おわりにあたって

各パネラーの感想

石村代表 プライバシーはあくまでも「個人の財産」であって、国家や自治体のものではない、さらに「政府や行政機関の情報は国民のもの」という発想「政策の確立が必要だ。

このままでは、役人の発想による制度が、知らない間に、実現してしまふ。辻村委員 先日の会談で、自治省の役人は、共通番号に対置される「プ

ライバシー保護』の発想をもっていない、ということを感じた。

河村議員 国会議員のほとんどは、納税者番号制度は便利でいいのでは、との発想だ。

しかし、納税者番号と共通番号の間の大きなちがいはわからない。まず、議員のこの意識を変えていく必要がある。また、番号制度がよいかどうかの前に、プライバシー個人財産という発想を育てないと。

白石氏 全国のあちこちの自治体で「住民ICカード」が導入され、気がついたら、「日本中、ICカード」社会になっている、という方向しか見えない。「政治のポリシー」がいつさがないまま、「役人の独断専行」だけが、既成事実として拡大していく、とんでもない状況があることを理解しなければならぬ。

小谷氏 国民自身も、議員も、役人も、何も悪いことをしていないなら、カードもいいのではないか』という発想だと思つ。

それなら、議員と役人の行動を監視するICカードを国民が持ったらどうか、という発想もできる。

石村代表 それはいい、まずはじめに自治省の役人の行動を逐一監視できる『ICカード』を国民主導で発行。そして、毎月、彼らの行動を評価

し、マスコミに発表する。そうすれば、彼らも『監視社会』の恐ろしさに分かるだろう。

パネラーの方々

写真H

石村代表による提言

国会議員やマスコミへの強い働きかけが必要だ。あらゆる行政事務に使われる共通番号と、税務行政に限定して使われる納税者番号とはちがうことを、しつこく訴えないと『便利でいい』という答えになってしまう。

自治省の役人も、この制度（共通番号）を導入したら、10年後20年後のこの国がどうなっているのか、そんなことは考えていない。あくまでも、『この制度を導入したい』ということしかない。

ただし、ただ役人が悪い、というだけでは共通番号制度は阻止できない。何らかの『対策』を用意しなければならない。

役人が法律を作るのではなく、国民と議員が法律を作るのだという原則に立ち返った運動が必要になっている。

つまり、さまざまなプライバシーに関するNGOが、自治省の共通番号構想に対置される、『法案』を提案していかねばならない。

たとえば、『包括的プライバシー創設法案』という名称で、行政の個人情報利用を包括的に規制し、国民のプライバシーを法的に十分に確立する運動が必要だ。

このような方向を具体化するために、PIJは、『行政番号の利用規制』と『個人情報データベースの設置の法的規制』、『データ照合の規制』の三つをパックとした法律の制定（議員立法）に取り組むつもりでいる。

そのためには、共通番号制の問題を理解してくれる議員や、他の市民団体とともに、はば広く、活動をすすめていきたい。

是非、本日参加されたみなさんをはじめ、大勢の方々のご支援・ご協力をお願いしたい。

参加した市民のみなさん

写真I

- 編集部・事務局からのお知らせ -

・CNNニュースも、みなさまのご支援のお陰で2年目を迎えます。「1周年記念号(次号・7号)」は、今話題の「電子申告」を中心に取り上げ、各国の制度を紹介します。

もちろん、自治省の住基番号制度の「最終報告」をめぐる動きも、引き続き掲載します。

みなさまも是非、原稿をお寄せください。

・会費請求のお知らせ

会費の振込用紙を同封しました。

早めのご送金をお願いします。(た)

市民シンポ報告



[Data-0014]

他人事でない、
イギリスの 監視社会化

イギリスを反面教師に、
どう防ぐわが国の

データ監視列島化

最近、イギリスのプライバシー状況についてのTV報道が目につく。アメリカのテレビ局ABCのルポ、イギリスBBCの特集、わが国NHKのニュースなど、……。

こうした報道によると、イギリスのプライバシーの状況が徐々に悪化の一途をたどっているように感じる。その背景には、一向に回復のきざしのないイギリス経済のもとでの犯罪の増加、治安対策の強化の必要性があげられる。また、市民の側も、当局が身の安全をプロパガンダに次々と打ち出す対策を、無批判に受け入れる傾向が強まっていることがあげられる。

ABCのアメリカ人記者は、イギリスの監視社会化のキーポイントとして、国民総背番号システム

導入プラン、ナショナルDNAデータベース・システム導入プラン、
黙秘権の制限、都市全域ビデオ監視システム導入の拡大の4つをあげていた。

こうしたイギリスの動向は、他人事といっちはいられない。わが国の将来を暗くしないために、反面教師として十分に状況分析しておく必要がある。

国民総背番号システム導入プラン

BBCの報道によると、現在、イギリス政府は、国民総背番号(共通番号)システム導入をねらっているという。社会保障目的に使っている現在の「国民健康保険番号(National Health Service Number)」を、官民にわたり多目的で広く利用する方法が有力視されているという。つまり、本来、限定された目的に利用すべき番号システムを、「拡大利用」しようという構想である。これにより、「事実上の国民総背番号(共通番号)システム(de facto National ID Number System)」を導入しようというわけだ。

アメリカの「社会保障番号(SSN=Social Security Number)」やカナダの「社会保険番号(SIN=Social Insurance Number)」などが、イギリス

ス政府が考えているモデルである。また、わが国の厚生省・社会保険庁が現在、多目的利用を前提に創設を急いでいる、「基礎(公的)年金番号」も、こうしたタイプの番号システムにあたる。

しかし、このイギリス政府の国民総背番号(共通番号)システム導入案に異議を唱えた機関がある。データ保護登録官(Data Protection Registrar)である。

イギリスのデータ保護登録官は、一九八四年データ保護法(Data Protection Act 1984)のもとで設けられた一種の独立行政機関である。データ保護法は、官民を問わず、身元確認のできる個人情報をも自動(コンピュータ)処理するデータファイルの設置者に、登録を義務づけている。データ保護登録官の主な仕事は、まさに、この登録ファイルの運営、登録した者がデータ保護法を遵守しているかどうかの監督、市民からの苦情処理などである。事務局は、登録官をヘッドに、七〇人前後のスタッフで構成されている。

BBCの記者の質問に対し、データ保護登録官が、政府の総背番号(共通番号)システム導入プランを、「国民のプライバシーを冒とくするもの」として、激しく批判していたの

が印象的であった。また、同じ記者のインタビュウに答えて、多くの識者が、「この政府プランはプライバシー保護の精神に反し、イギリスをデータ監視社会にしてしまつ」と批判していた。

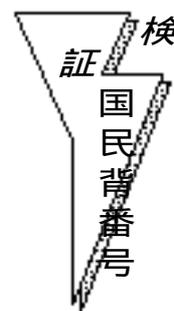
一方、対照的なのはコンピュータ産業。記者のインタビュウに答え、「またとない、大きなビジネス・チャンスである」と。

このイギリスでも、役人とコンピュータ産業とが結託し、カネ儲けのために国民データ監視システム導入に躍起。記者いわく、「まったく国民不在」と結んでいた。どこかの国と状況が非常に似ている、と思うのだが、……誤解であるつか。

ナショナルDNA

データベース・システム導入プラン
警察は銃器を携行しない、というのがイギリスの伝統である。しかし、最近、特殊任務部隊が創設されるなど、この伝統が徐々に反古にされつつある。

ABCのルポによると、イギリスでは、警察の捜査態勢のシステム化が急ピッチですめられているという。その一端として、「DNA鑑定」が広く採り入れられてきているという。遺伝子の本体であるDNA(デオ



[Data-0014]

- 続き -

キシリボ核酸)は、4種類の塩基が約32億対ならぶ構造になっている。

もちろん、配列は各人により異なる。DNA鑑定では、この差異を利用して、犯罪現場に残された髪の毛などの遺伝子配列を調べる。そして、容疑者や被害者の割り出しに使われる。

イギリスでは、国民すべてから髪の毛を強制的に提出してもらい、各人のDNA情報をデータベース化し警察などの政府機関が保有する。これにより、ナショナルDNAデータベース・システムを創ってはどうかとの提案もあるという。

悪いことをしていなければ恐れることはない。確かにそのとおりである。しかし、国民すべてのDNA情報を国家管理することが尋常なのかどうか？

イギリスのみならず、わが国の警察庁も、全国ネットワークのDNA鑑定データベース・システムをほぼ完成させている。現在は、犯罪の履歴者のデータのみがインプットされている。次は、いかにして犯罪を犯していない市民のDNA情報を収集

するかの段階まできている。

イギリスでのナショナルDNAデータベース・システム構想について、ABCのルポいわく、「空想が一步一歩、現実化されていく。それにつれて、人間は徐々に非人格的な存在にされていく。しかし、これを 科学技術の発展」という言葉に置き換えて、次の世代に責任を負わない態度でよいのだろうか」と。

むかしニワトリは、庭先をあちらこちらと歩き回って餌をついばんでいたものだ。しかし今は、狭いケージの中でムダなく太らされたブロイラーが主流を占める時代となった。あくなき効率化は、生まれながらにして羽毛のないニワトリの開発にすすむかも知れない。最初は気味が悪くても、日常化すれば 非ニワトリ的 と思っても、じきに受け入れられる。

DNAの国家管理とは、実に恐ろしいことだ。しかし、常態化したときは、国が全市民の遺伝子操作権を持つなど、もっと恐ろしいことが始まる。

DNA情報は、生命に直結する、各人の最も重要なプライバシーの一つであるはずだが……。

黙秘権の制限

わが国の憲法では、「何人も、自己

に不利益な供述を強要されない」(38条1項)とうたっている。この権利は、一般に「黙秘権」と呼ばれる。

かつて、わが国では、自白を強要するために、警察署などで拷問が頻繁に行われた。黙秘権の保障は、まさに、こうした過去への 反省 のたまものといえる。

イギリスでは、この黙秘権の行使を制限しようという動きがある。もちろん、拷問を復活させようというわけではない。黙秘権を行使した場合には、自己に不利益な証拠で処罰されることもあり得る、というものである。イギリスの刑事法の専門家は、「黙秘権の制限は、えん罪の増加につながるかねない……」と警鐘を鳴らしている。

ABCのアメリカ人記者は、「成文憲法を持たない国、イギリスの弱点」と指摘。さらに、アメリカのように憲法が成文でしっかりしている国は別」とはいうのだが……。

黙秘権の制限などと聞けば、わが国の政府御用達の研究者、役人は、すぐに「イギリスですら黙秘権を許さない方向、わが国でも……」などと言い出さないとも限らない。いずれにしろ、わが国で黙秘権の制限などしたら、疑わしきは罰する ことを認めることになる。ひいては、えん罪大国・日本

を復活させることにもなりかねない。監視国家 にはとどまらず、監獄国家 の出現にも結びつきかねない。

都市全域ビデオ監視システム 導入の拡大

わが国でも、街中のいたるところにビデオカメラを設置し、市民を監視することが問題となっている。とりわけ、オウム真理教団事件などを契機に、地下鉄駅構内などでのビデオカメラによる監視強化がすすんでいる。

ABCのルポでは、イギリスのある都市で、市内全域に監視カメラを設置してしまつたケースを紹介していた。NHKニュース おはよう日本 でも、イギリスに監視都市出現 といつたタイトルで紹介していた。

ABCの記者の質問に対し、この市の警察幹部は、「コストは安いし、犯罪の抑止効果も大きい」と誇らしげに答えていた。また、「わが街のアイデアをイギリス全土に拡大していけば、……犯罪は撲滅できる」とも。

しかし、記者のマイクに向かって、一人の中年婦人が「何も悪いことをしていないのに……罪のない市民を犯罪人のように監視するなんて……この国はどうなっているんでしょ」とつぶやいていたのが印象的。

NHKのニュースの方では、この監視都市について、若干感心した紹介もあった。それは、警察署内のモニタールームでは、警察官とともに住民の代表も加わって、ビデオのモニターをしていった点である。警察官の行き過ぎがないように、市民がチェックしようというのがねらいである。

ビデオ監視システムなど、感心しないものであるのは当然。きわめて例外的に、こうしたシステムの設置が必要とされるような場合でも、常にシステムへの市民参加が保障されていなければならない。わが国ではこれまで見過ごされてきた点ではないかと思つ。

もちろん、この場合でも、警察の息のかかった隣り組が住民の代表というのでは、逆に問題ともいえる。いわゆる「警察オンブズマン」的な独立した組織(NGO)をいかに参加させるべきか、が大きな課題だ。

私たち市民には

無罪の推定を受ける権利がある

国民総背番号、DNAデータベース、 黙秘権の制限、そしてビデオ監視都市。いずれも人権に対するインパクトはきわめて大きい。また、いずれも、国民は必

ず悪いことをするもの といった、性悪説が根底にある役人のプランだ。こうした方向性を座視すれば、確実に監視社会化はすすむ。

ABCのアメリカ人記者は、疑問を投げかける。「イギリスの市民や識者の多くは、誰も毎日の暮らしの中では、無罪の推定を受ける、というルールを放棄してしまつたのか?」

犯罪の防止の美名に隠れ、イギリス市民が常に、有罪の推定のルールのもとで毎日を送ることにもなりかねない風潮に厳しい批判を浴びせていた。

ひるがえって、一般の市民はもちろんのこと、役人や国会議員に至るまで、プライバシーの意識がきわめて希薄なのがわが国の実情だ。また、この国では、プライバシー法専門家の資質も余りほめられた程度にはない。

役人がすすめるプライバシー国家管理プランを認めないためにも、私たち市民は常に、毎日の暮らしにおいて、無罪の推定を受ける権利がある というルールを堅持することがきわめて大事だ。

イギリスの状況を 反面教師 に、わが国のデータ監視による 収容所列島化 をどう防ぐか、真剣な検討が必要だ。次の世代に 負の遺産 を残さないことは、今の世代に生き

る私たちに課された責任だ。

長良川河口せき、高速増殖炉「もんじゅ」、そして住民番号などを使った国民総背番号……と、役人による負の遺産づくりは止まるところを知らない。「役人は常に有罪の推定を受ける」と、思わずにはいられないような国民不在の政策が続く。

一方 国民の代表 とは名ばかりで、真に立法能力のある国会議員は数えるほどしかない。また、この国民の代表の三分の一近くは元役人である。行政に頼らなければ、満足に政策の立案、法制化もできないのが今の立法府だ。まさに、国会議員は 役人詣でのロビイスト といつても過言ではないのが実情だ。

わが国の役人は、データ監視による収容所列島化に必死だ。これを止めるためには、私たち市民が、真に立法能力のある者を数多く国会に送り出すことから始めなければならない。

E

ひとこと

規制緩和と地方分権に抵抗し 国民総背番号導入に走る役人

規制緩和 とは、端的にいえば、役人のもっている許認可権限をはずしていくことだ。また、地方分権 とは、役人にとり都合のよかつた中央集権体制を壊していくことだ。いずれの政策をすすめることも、役人にとつては不都合だ。しかし、不都合なのは、役人ばかりではない。こうした政策をバックとしてきた政党や政治家にとつても同じである。住民基本台帳を基にした国民総背番号制は、データにより国民を規制していくことだ。規制緩和で許認可権限を失つていく役人、地方分権で権限を失いそうな自治省にとり、威信を支えるためのまたとないチャンスになる。

制度の導入ができれば、市区町村に権限をふるい、データ管理センターといった天下り先も増える。また、広域的行政サービスの提供などをつたい文句に 地方分権 を風物化させることもできる。

そうであるからこそ、こんなものいらない、国民総背番号制の合唱が必要なのだ。(い)

インターネットの政府税制調査会の情報にアクセスしたところ。
アドレスは、「<http://www.kantei.go.jp/jp/zeicho.html>」

税制調査会の審議において出された主な意見

95/12/21 付 更新分

95/11/14 付 更新分

95/10/25 付 更新分

資料編

95/11/22 付 更新分



上のマークはいずれも他のサーバへの移動ボタン。左から、『新着情報』、『官公庁WWWサーバー一覧』、『官邸からのご案内』、『日本の情報コーナー』、『首相官邸ホームページ』となっている。

税調のページから『官公庁WWWサーバー一覧』へジャンプしたところ。
アドレスは、「<http://www.kantei.go.jp/jp/server-j.html>」



インターネットで政府税調の審議を監視しよう

昨年から日本でも、だいぶ話題になっているインターネットをご存じだろうか？。この世界最大のコンピュータ・ネットワークには、世界中の大学や企業のみならず、日本の国・地方自治体の行政機関も接続されている。

「納税者番号制度」を検討中の政府税制調査会も、昨年の10月25日から、首相官邸のコンピュータを使用して、インターネットに情報を提供している。インターネットを通じて、一般の人も審議内容や資料を閲覧できるようになった。

接続ポイントのアドレスは別記のとおりである。税調では、2カ月分程度の審議内容を順次、公開していくとのことである。

インターネットを利用できる方は、是非、最新の税調情報を入手して、審議内容を監視していただきたい。なお、首相官邸のホームページでは、メールも書き込めるようになっている。

残念ながら、自治省の共通番号に関する情報は、載っていない。なぜだろうか？

入会のご案内

あなたもCNNのネットワークに入会いただいた方には、このCNNニュース(季刊)をお送りします。

会費 正会員.....年間10,000円
賛助(購読)会員....年間 3,000円
入会資料は下記まで
/ 03-3985-4590

NetWorkのつぶやき

・本号所収のシンポは1月27日に開催された。一方、自治省の住基番号導入に関する「最終報告」は、本号の編集集中の3月28日に発表された。シンポの方は、内容的には若干陳腐化気味。「最終報告」は急きょ、号外で、分析・紹介の予定。 乞う、ご期待。(T

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan(PIJ)

IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590